

シンガポールにおける高齢者と インドネシア人家事労働者

伊 藤 眞

I はじめに

本稿では、シンガポールにおける高齢者問題に関する政策的側面とインドネシアを中心とした外国人家事労働者について報告する¹⁾。

シンガポールの高齢者対策を見た場合、いくつかの際だった特徴が認められる。そのひとつは、退職者年金の有無であり、もうひとつは、世帯内における高齢者介護の外国人労働者、とくに家事労働者への依存である。年金において賦課方式をとり、外国人労働者を受け入れない日本とシンガポールでは著しい対象をなす。シンガポールでは、公園やデイケアセンターでしばしば車椅子に乗る高齢者を見かけるが、その車椅子を押す者の多くは、海外からの家事労働者である。シンガポール政府は高齢者介護において家族の果たすべき役割を強調しているが、現実には、各世帯に住み込みで働く、外国人家事労働者によって大半の介護労働が担われているのである。

シンガポール政府が、日本と異なり、積極的に家事労働者を導入しようとしていることは明瞭である。それは、最近、家事労働者の数が減少傾向にあるに及んで、政府が毎月の給与基準規定を引き上げることによってその流れを食い止めようとしていることから容易に見て取れる。一方で、政府はアジア的価値としての「家族主義」を標榜するのである。ただし、この一見あい矛盾する政策について、政府にとってもシンガポール国民にとっても必ずしも矛盾とは見えないようである²⁾。シンガポールの人々は、実際、高齢化問題や高齢者介護を外国人労働者に依存するという現実を、どのように受け止めているのであろうか。そうした問題意識に立ちつつ、まずは高齢者と家事労働者を支える制度的側面について見ていくのが本報告の目的である。

本報告におけるデータは、おもに2007年～2009年に行った文部科学省科学研究費補助金による調査研究「東アジアにおける高齢者のセーフティネットワーク構築に向けての社会人類学的研究」(基盤研究(B))(研究代表者伊藤眞)を通じて収集した資料にもとづく。筆者はその後、香港におけるインドネシア家事労働者についても調査を継続中であり、比較のため、香港の状況についても随時言及する。

II シンガポールの人口構成

1 人口

シンガポールの面積は東京 23 区あるいは淡路島とほぼ同規模であり、そこにおよそ 500 万人（2010 年統計では 498.76 万人）の人々が暮らしている。シンガポールの人口構成を見るならば、華人、マレー人、インド系住民によって大半が占められる。2000 年統計によれば、中国系（76.8%）、マレー系（13.9%）、インド系（7.9%）であり、2009 年統計では、中国系 74.2% マレー系 13.4%、インド系 9.2% である。中国系、マレー系が若干減少しているに対して、インド系の割合が増加する傾向にある。

住民を在住許可のカテゴリー別に見ると、市民、永住者（permanent residents）、非定住者の人口（non-residents）の 3 カテゴリーに区別され、2010 年統計によれば、人口 498.76 万人の内訳は、市民 320.07 万人、永住者 53.32 万人、非定住者 125.37 万人である。シンガポール人口のおおよそ 4 人に 1 人が非定住者になる。

全体の増加率は 2009 年度比 3.3% 増であるのに対して、それぞれの増加率は、市民が 1.1%、永住者 11.5%、そして非定住者 4.8% である。全体の人口増加率よりも市民人口の増加率が低いということは、いうまでもなく永住者もしくは非定住者という外国人人口の割合が徐々に増加していることを示す。なお付言すれば、非定住者の場合、前年度は 19% 増であったのに対して 4.8% 増と増加率がだいぶ落ち込んでいるが、それはリーマンショック以降の世界的経済不況による企業活動の停滞（解雇など）の影響であると考えられる。

2 年齢別人口

つぎに『シンガポールの人口動向』により、年齢層別人口について見ておこう。

【表 1 シンガポールの年齢層別割合】

年齢層	1990 年 (%)	2000 年 (%)	2010 年 (%)	2011 年 (%)
0～14	23.0	21.9	17.4	16.8
15～24	16.9	12.9	13.5	13.6
25～34	21.5	17.0	15.1	14.8
35～44	16.9	19.4	16.7	16.4
45～54	9.0	14.3	16.6	16.7
55～64	6.7	7.2	11.7	12.4
65～	6.0	7.2	9.0	9.3

【Population Trends 2011:2】をもとに作成。

1990 年と 2011 年とを比較すると、15 歳未満の人口割合は 23.0% から 16.8% へと減少しているのに対して、65 歳以上の高齢者人口は 6.0% から 9.3% に上昇している。

国連によれば、高齢化社会の定義とは、65歳以上の割合が7%～14%までの社会と定義される。この定義にしたがえば、シンガポールは1999年に高齢化社会の仲間入りしている。日本の場合、高齢化社会に入ったのは1970年、14%を超える超高齢化社会に達したのは1994年であるが、シンガポールはこれに約30年遅れて高齢化社会への道を歩み出していることになる。

こうした高齢化の加速化の要因としては、平均余命の長期化と特殊出生率の低下、そして非婚・晩婚化傾向が指摘されている。2010年度のシンガポールの平均余命は男性が79.3歳、女性が84.1歳【ibid.:27】、また女性の特殊出生率は2009年の1.22人から2010年の1.15人に減少している。また、2011年統計では25～29歳男性の74.6%、同女性の54%が未婚であり、30～34歳男性の37.1%、同女性の25.1%が未婚である。これら数値は過去10年を見ても上昇傾向にある【ibid.:5】。

Ⅲ シンガポールの高齢化政策

日本と比較するならば、シンガポールにおける高齢化は、現段階ではさほど深刻な社会問題としては浮上していない。けれども、高齢化へと向かう速度においては、韓国と同様に非常に急ピッチで進んでいることは事実であり、シンガポールの研究者も注目している。たとえば、日本の高齢者問題にも詳しいシンガポール大学のThangはつぎのように述べている。

「過去30年間に、人口は成熟化し、人口の平均年齢（中間値）は、1970年の20歳から1997年には32歳に上昇した。現在、人口の2/3（67.2%）は、生産年齢の15-59歳である。60歳以上の高齢者は、1970年の5.7%から今日は10.1%に増加した。人口は、これから30年間でもっと急速に高齢化する。戦後のベビーブーマー世代は、現在30代半ばから50代であるが、2030年までに、60歳以上の高齢者になる。その時までには、60歳以上の高齢者は、人口の24.8%に増加すると予測されている。人口の平均年齢（中間値）は、40.5歳に上昇する。」【Thang, Leng Leng 2006:56】

日本は、高度経済成長期からバブル破綻へと突き進む時期と並行して、高齢化社会から超高齢化社会へと移行していった。一方、高齢化問題については後発のシンガポールでは、高齢化先進国の諸事例と高齢化に関する統計予測にもとづきながら、政策が進められている³⁾。日本と比べて、圧倒的に小さい人口規模と国土という条件の中で、建国以来人民行動党（PAP = Peoples' Action Party）による一党独裁に近い、圧倒的多数与党のもとで、政策立案から実行へのプロセスが迅速に進められているのが特徴である⁴⁾。

冒頭に述べたように、シンガポールにおける高齢者政策の基本は、アジア的価値⁵⁾

としての「家族主義」である。西欧における個人主義とは異なり、社会の基礎となるのは、個人ではなく家族であり集団であるというのが、長年シンガポールを率いてきたリー・クアンユーのいう「アジア的価値」の基礎となる考え方である。しかし、言説のレベルでは、個人主義（西欧的）と対比されることの多い「家族主義」（アジア的）が、実際の政策レベルにおいては個人主義よりもむしろ社会主義的な考え方（福祉国家）と対比され、強調されるのが、シンガポールの国家的コンテクストにおける特徴のように見える。というのは、「英国とスウェーデンの福祉コストを見て、我々は、政府を弱体化するシステムを避けなければならないと思った。福祉は自助の精神をひそかに害する。家族の幸せのために働く必要がないのだから。我々は、男が自分の家族すなわち両親、妻および子どもに責任を持つ儒教の伝統を補強するのが最善と考えた。」【リー・クアンユー：99】というリーの記述に示されるように、シンガポールの指導者たちの多くは、国家に多くの負担を強いる「福祉国家」的政策に対して否定的であり、その代替として家族の負担を強調するからである⁶⁾。そうした考え方がもっとも明確に表れているのが、「中央積立基金」（Central Provident Fund = CPF）制度である。

1 CPF 制度（Central Providing Fund、中央積立基金）

シンガポールには、日本におけるような世代間受け渡し型の公的年金制度は存在しない。また、失業保険制度、国民健康保険に相当するものも存在しない。それに代わっているのは、シンガポール市民及び永住権を保持する給与所得者すべてに強制的に課せられる個人積立型の CPF 制度である。CPF 制度の始まりはイギリス統治時代に遡るが⁷⁾、当初は給与所得者を前提として始められた制度も徐々に対象を拡大することで今日では社会全体に浸透している⁸⁾。それを要約するとおおよつぎのようである。給与所得者は会社勤務を始めると同時に、各自が CPF 局に個人口座をもつことを義務づけられる。その口座に給与の一定割合の額を雇用者側及び給与所得者が毎月積み立てていく。雇用者側及び給与所得者の拠出割合は、職種・給与所得者の年齢によって若干異なるが、基本的には 20% が給与所得者、14.5% が雇用者である。この積立金は給与所得者本人に所属するが、家族の入院費、子どもの教育費、住居購入費などの資金を必要とする場合を除いては、本人以外の者が CPF の貯蓄を使用することはできない。さらに、本人も 55 歳の退職年齢に達するまで貯蓄を引き出すことはできない。また、CPF の貯蓄には一定の利子がつき、本人は随時貯蓄総額を確かめることが可能である⁹⁾。

CPF 制度は、このように優れた透明性をもつ先進的な制度ではあるが、ただし、近年つぎのような問題点の指摘もある。すなわち、2011 年のアンケート調査によれば、回答者の 70% が退職時に引き出し可能な最低貯蓄額（2009 年現在 11 万 7000 シンガポール・ドル）では、退職後の生活に不十分と答えていることに示されるように、自助努力型の CPF 預金では長期間にわたる老後を維持できないという問題である¹⁰⁾。

これにはインフレによる物価高が CPF 貯蓄の実質的目減りを引き起こしたことに加え、平均余命の長寿化にともない、退職後の生活の長期化を人々が意識し始めたことも帰因するとされる。

2 メディセイブ (medisave account 医療口座)、メディシールド

メディセイブとは、CPF の一部として自動的に給与から控除され、積み立てられるもので、シンガポール型の医療制度である。その積立金は、加入者やその直系親族の医療費として引き出し可能である。55歳となる加入者は1万2000シンガポール・ドルを退職後の医療費としてメディセイブの口座に貯蓄しておくことを義務づけられている。また、55歳未満の加入者は、1万7000シンガポール・ドルに達するまでメディセイブに貯蓄を続けることが求められている¹¹⁾。

一方、いわゆる公的医療保険にあたるのがメディシールドである。これは CPF 口座を開いた時点で加入可能であり、年間保険料は年齢層によって定められている。ただし、中田 (2009) によれば、2005年現在での加入率は CPF 口座開設者の約54%にすぎない。公立病院の入院治療費及び高額検査などに使用されるが、通常外来や歯科治療などには適応しない。

3 介護保険制度 (Eldershield/Eldershield Suppliments)

2002年に創設された制度であり、40歳以上のすべての国民・永住権保持者に加入が義務づけられている。月間保険料は収入に関係なく400シンガポール・ドル、Eldershield Supplements の場合は月額600シンガポール・ドルであり、72ヶ月間納めると介護保険の受給資格者となる。保障内容は介護施設の入所料、リハビリテーション費用などである【中田:56】。

4 住宅制度

シンガポールでは国民の8割以上が⁵⁾、Housing Development Board (= HDB、住宅開発局) が建設した公営アパート (通称 HDB と呼ばれる) に居住し、持ち家率も84%を超える。日本の持ち家率が平均60%であることと比較すればその高さがわかるだろう。ただし、シンガポールでは34歳までは HDB の住宅を購入できない。その結果として60歳以上の高齢者の85%が子どもと同居している。先の購入制限は、老親との同居を促進するかもしれないが、同時に未婚のこどもの経済的自立を妨げる傾向にある。

公営アパートの大半が分譲であり、部屋のタイプは1ルーム (35 m²)、2ルーム (50 m²)、3ルーム (70 m²)、4ルーム (100 m²)、2004年で、2000万～3100万円)、5ルーム (120 m²)、エグゼクティブ (150 m²) に分かれる¹²⁾。親世帯との同居もしくは近接居住を望む者には、優遇措置がとられる¹³⁾。また子どもが独立した老親世帯には、

部屋数の少ない低層の住宅との交換・譲渡の斡旋も行われている（相互交換制度）。

シンガポールにおける持ち家率の高さは、住宅の分譲・購入について CPF 貯蓄から拠出可能なことによってもたらされると言ってもよいだろう。シンガポール市民の多くが自分の住居を確保し、一定の豊かさを享受する、それは今や日本よりも高い個人当たり年間所得の数値によっても示されている。その基盤を支えているのが、先に述べてきた個人貯蓄型の中央積立基金制度（CPF）なのである¹⁴⁾。

IV 高齢者とコミュニティ・センター、ボランティア団体

1 シンガポールにおけるコミュニティ

シンガポールは5つのコミュニティ開発協議会（CDC = Community Development Council）に対応する5の地域（zone）に分けられ、さらにそれらは合わせて28区画（district）に区分される。それぞれの区画には3～4のコミュニティ・センター（もしくはコミュニティ・クラブ）が置かれ、計108の数に達している。なお、ここで用いられる「コミュニティ」という語は行政上単位であり、伝統的な集落（カンボン）ともエスニック・コミュニティとも無関係である。

現在のシンガポールには、エスニック・コミュニティの棲み分けはもはや存在しないといい¹⁵⁾。地域によりマレー人人口の割合がいくらか高い地域（たとえば南東地域や北地域）はあるものの、それは住民人口における相対的割合の高さを示すだけのものであって集住を意味するものではない。1970年頃までには、各地に残存していたエスニック集住地域は取り壊され、そこには新たな団地群が建設されていった。HDB（住宅開発局）は各人種¹⁶⁾の混住を推進し、その結果、各団地には、CMIO、すなわち、華人系、マレー系、インド系、その他という人種区分にもとづく人々が混在するようになった。しかもそうした「多人種」からなるHDB公設団地に、シンガポール市民・永住者の84%が暮している¹⁷⁾。それらの団地居住者を主な対象に、コミュニティ開発協議会は、人種の調和と世代的連帯を謳い、その実践にコミュニティ・センターが推進役となっている。

2 コミュニティ・センター、ボランティア団体

高齢者福祉に関してコミュニティ・センターは、先に挙げた高齢者に関わる行事を主催するが、デイケアなど高齢者向けの日常的な実践を担っているのは、コミュニティ・センターの管理下にあるボランティア団体であり、ボランティア団体なくして高齢者福祉は運営できないほどその役割は大きい。ボランティア団体にはミッション系など宗教的背景をもつものが大半で、団体を支えるのは中高年の婦人や退職後の男性メンバーなどであり、そこでは前期高齢者が後期高齢者を支援する形態をとることが多い¹⁸⁾。ボランティア団体の活動の場の多くは、団地の1階のスペースを利用し

ているので、近隣の団地居住者が容易に参加可能である。なお、各コミュニティ・センターはそれぞれの地区の福祉のみならず文化・スポーツの催事の中心でもある。また「コミュニティ開発及び青年・スポーツ」省（MCYS）が推進するアクティブエイジング運動を推進する担い手でもある。

V 家事労働の国際化

1 国際市場としての家事労働

まず、外国人家事・介護労働者が東南アジア・東アジアで受け入れられるようになるのは、香港が1974年、シンガポールが1978年であり、これに十数年遅れて台湾では1992年に、さらに韓国では2002年に始まる【新里2006:2】。香港やシンガポールにおける当初のニーズは、欧米の外国人駐在員世帯からのもであった。そうしたニーズにいち早く対応したのはフィリピンであり、1974年には大統領令により「海外雇用開発局」が設置されている。

1980年代、著しい経済発展の中にあつた香港、シンガポールでは、新中間層の生長が見られ、女性の社会進出が進む。また従来の家政婦（香港の場合、その多くは大陸出身の女性であった）は、とうに職場を世帯から工場へ移していた。そうした女性労働の再編の中で新たに生まれた「家事・介護」という労働が国際的市場を通じて、相対的に貧しいアジアの国々の女性を引きつけることになるのである。香港やシンガポールの女性は、男女同権という流れのなかで新しい社会的場を獲得していったが、彼女らの自由を支えたのは、貧しい隣国、あるいは遠い国からやって来る肌の色を事にする女性たちだったのである。

【表2 シンガポールにおける外国人家事労働者（推計値）】

出身国	1991	1993	1995	1999	2004
フィリピン	30000	50000	55000	40000-50000	60000-70000
スリランカ	10000	17000	8000	-	12000
インドネシア	5000	10000	15000-18000	50000-60000	50000-60000
その他	5000	4000	-	-	-
計	50000	81000	80000-85000	100000	140000

上に掲げた【表2】はシンガポールにおける外国人家事労働者の概数である。シンガポールでは出身地別の移民統計を公表していないが、その総数は17万人前後であり、そのうちではフィリピン、インドネシア出身者がもっとも多くを占め、これにスリランカが続くと考えられている。なお家事労働者として働くためには、月収2500シンガポール・ドルの非熟練労働者に適用される「労働許可」(work permit)の取得が

義務づけられている。

【表3 インドネシア男女別国際労働移民数 2002-2008】

年	男性		女性		総計
	数	(%)	数	(%)	
2002	116,779	24.31	363,614	75.69	480,393
2003	80,041	27.24	213,824	72.76	293,865
2004	84,075	22.08	296,615	77.92	380,690
2005	149,265	31.46	325,045	68.54	474,310
2006	138,000	20.29	542,000	79.71	680,000
2007	152,887	21.94	543,859	78.06	696,746
2008	-	-	-	-	196,635

(出典：Skamdi 2008)

【表3】はインドネシアにおける2002年～2008年の国際労働移民数である。男性労働移民に比して圧倒的に女性労働移民が多く、通年平均で75.4%を占める。それらの女性の大半は家事労働者としての労働移民と考えてよいだろう。また、2002-2007年の6年間において男性労働者は30%の増加率、これに対して女性労働者の増加率は45%であり、その数値からも女性労働移民が占める割合が年々高くなっていることが理解できよう。

2 家事労働者はどこから来るのか——インドネシアの場合

1970年～1980年代、インドネシア政府は、国内では家族単位のトンスミグレーション政策¹⁹⁾が進められる一方、女性を海外に送り出すことに熱心ではなかった。その当時、インドネシア政府は、女性を開発の基本単位としての家族を担う主婦として位置づけていた²⁰⁾。したがって、移民労働者としての女性という役割は視野の外にあったのである。こうした状況下において、すでにインドネシアでは国際的な労働移民が始まっていたが、その当時は男性中心であり、また目的地も今日見られるような東アジア圏(シンガポール、香港、台湾、韓国など)よりも、中東諸国、そしてマレーシアが多くを占めた。また、とくに隣国マレーシアへの労働移民は多くの場合、インフォーマルなルートを通じたものであり、移民の送り出しを支援する国家的な体制は用意されていなかった²¹⁾。

【移民産業】

インドネシアにおける労働移民の公的な送り出しは、移民産業の発展と密接に結びついている。移民産業の主役は斡旋会社(PJTKI= Perusahaan jasa tenaga kerja

Indonesia「インドネシア労働力斡旋会社」である。PJTKIが登場するのは1980年代だが、インドネシア政府がその法制化に乗り出したのは1995年であり、同年には政府支援の肝いりでPJTKI協会が設立された。PJTKIの役割とは、将来の移民労働候補生を仲介人や紹介者を通じてリクルートし、それら候補生を海外の雇用者側のニーズに合わせて訓練・教育（派遣先の言語、習慣を含む）を施し、派遣先が確定した後は、さらに候補生を海外に送り出すための法的書類を整え、派遣先の業者と提携し、移民労働者が雇用主のところまで送り届けることである。PJTKIは大小あわせておよそ500社あるといわれ、その9割がジャワ島、とくにジャカルタに集中している。ちなみに、南スラウェシ州ではマカッサル市に1社のみ存在するに過ぎない。

インドネシアで海外への家事労働者の送り出しが活発化するのには、1990年代以降のことである。送り出し地域としては圧倒的にジャワ島が多く、中東方面には西ジャワから、シンガポール、香港、台湾へは東ジャワ、中部ジャワからが多いなどいくらか地域的な偏りが認められる。

家事労働者候補者は仲介人の勧誘などを通じてPJTKIに登録する²²⁾。PJTKIの訓練所では、短い者で数週間、長い者では1年近くの訓練期間を過ごす。派遣国のエージェントを通じて雇用者が見つかったという連絡があるまで待機するのである。訓練所内では、厳しい規律と監視下に置かれる。寝起きは20人、あるいはそれ以上の者が同室することもあり、洗面所の数も十分に確保されていない場合が多い。また家事労働者候補生は外出も許されず、家族との面会も週末に限られる。制服の着用を義務づけられ、短い髪が強制される。緊張を強いられる訓練所の生活では、時折ヒステリーを起こす者や逃亡する者もあるという²³⁾。家事労働者の多くは中卒であり、稀に高校卒業の者が見いだされるにすぎない。中学校を卒業後、家事、家の生業の手伝い、工場労働、あるいは、その間に結婚・出産を経て海外に赴く。現在シンガポールでは、規定上は23歳以上が条件だが、多くの候補生は実年齢よりも数歳上乗せた年齢を申告している場合が多い²⁴⁾。

【輸出商品としての女性家事労働者】

インドネシアでは、新聞記事などで彼女らに対して「外貨獲得の英雄」(pahlawan devisa)という通称が用いられる。実際、2007年においては、彼女らによる外貨獲得(海外送金額)の総額は、71億ドルに達したとされ、それは同年における国家歳入の1割を占めたという。

しかし、家事労働者は「英雄」として持ち上げられる反面、しばしば「犠牲者」としても見なされている。とりわけ中東諸国へ向かった労働者が現地で暴力行為を受けた結果、身障者になったり、半死半生の状態で帰国したという報道がしばしばなされる。さらに、性的暴行を受けた被害者であるにもかかわらず、加害者に反撃したために現地で被告となり、無慈悲な判決を下された例も多々ある。2011年、とりわけサ

ウジアラビアにおいては、雇用者殺害の被告となった女性労働者に対する死刑執行がインドネシア側になんの事前通告もなくなされたというニュースは、国民的恥辱として大きな国民的反響を呼ぶことになった。サウジアラビアではインドネシア人家事労働者に対する暴行事件が多発しているにもかかわらず人権擁護などの観点からの法整備が決定的に遅れていることを理由に、インドネシア政府は2011年8月よりサウジアラビアへの家事労働者の送り出しを中止する決定を行うに至っている。

3 家事労働者の生活

シンガポールでも香港でも、家事労働者は雇用者宅の住み込みが条件である。しかし、雇用者宅でどのような居住空間が与えられるかは、かなり偏差がある。一般に、比較的自由が与えられるのは欧米人の家庭であり、個人部屋を与えられる場合が多いというが²⁵⁾、一般家庭ではそうではなく、台所の床にマットを敷いたり、あるいは、子どもや高齢者のいる部屋にマットを敷くことでようやく身体を安める場所を確保するといった例も少ない。

「このおばあちゃんにとって、私は4人目のメイドで、2年ごとにメイドを替えてきたようです。私の場合、今まで1年間働いたのであと残り1年です。寝る場所は台所にマットを敷いています。私はクリスチャンの家庭に育ちました。シンガポールへ来る前はスマラン市（ジャワ島東部の都市＝筆者）にあるPJTKIで1ヶ月間にわたって英語と料理の訓練を受けました。おばあちゃんは、朝4時～5時の間に起きてまず聖書を読みます。それから7時に朝食をとります。私が起きるのは朝5時半頃です。夜、おばあちゃんは9時に就寝します。その前にお湯を沸かし、おばあちゃんをお風呂に入れます。これまで休暇は与えられていません。」（スワルニ、24歳、中部ジャワ出身）

スワルニはインドネシア人でありながらキリスト教徒であることがメイドとして採用された理由であるらしい。彼女の話しからわかるように、寝場所は台所である。

シンガポールの家事労働者の間でしばしば問題になっているのは定期休暇の問題である。香港では、法律により雇用者は週1回家事労働者に24時間の休暇を与えることが義務づけられているが、シンガポールではそうした法令化は進んでいない。休暇を得るか否かは、結局雇用者側の裁量による場合が多い。

「私は2年間の契約でこのおばあちゃんのところで働いています。市場へ買い物に行った機会に友だちができましたが、あまり話す時間はありません。このおばあちゃんは、少しならば自分で歩けるし、風呂に入ることもあります。でも、一度、

風呂場でうずくまっていたことがあり、心配しました。自分の部屋を与えられていて、暇なときはラジオを聴きます。毎朝6時半に起きて、夜は9時半から10時頃に寝る生活です。イスラームのお祈りをするときは、ドアをしめて礼拝します。イスラーム寺院までは遠くて徒歩では行けません。なお、豚肉を使用する料理はしないことになっています。休暇はまだもらったことがありません。」(ワティ、23歳、中部ジャワ出身)

ワティによれば、働き始めてまだ半年で、その間一度も休暇をもらっていないという。彼女の場合、個室は与えられてはいるものの、友人を作ったり、友人と会って話す機会はほとんどない。ただし、イスラーム教徒であることは尊重されており、豚肉料理の調理は任されてされていない。

シンガポールで働く家事労働者には、定期的な休暇が認められないケースが多いが、それだからといって、ワティのように大半の生活時間を雇用者宅で過ごし、外部から隔てられた環境に置かれている者ばかりでは必ずしもない。携帯電話は彼女らにとって必需品であり²⁶⁾、同じ訓練所出身の仲間、雇用者との買い物先や子どもの送り迎えで出会った同郷者、あるいは、車椅子を押して高齢者を連れて行ったデイケア先でも同じ同業者に出会う機会はある。一方、香港ではインドネシア人家事労働者が参集する場所としてビクトリア公園が著名だが、シンガポールではシティ・プラザ(ゲイラン)、マリン・スクウェア(シティ・ホール)などがたまの休暇を楽しむ場所として知られる。シティ・プラザ入り口の横には、「ルピア・イクスプレス」(Rupiah Express)という名のインドネシア向けの海外送金所もあり、日曜日には故郷の家族へ仕送りする娘たちが列をなしている。

しかし、多くの家事労働者にとって休暇は、たんに友人と食事や会話をして過ごすためだけのものではない。2003年からインドネシア大使館は、ボランティアにより英語、中国語や裁縫を学ぶ場を提供している。あるいは、通信教育を利用し高校や大学など高等教育のキャリアアップを目指す者もいる。なかには、日曜日はマルチ商法ビジネスなどを副業として行う者²⁷⁾や、家事労働で得た収入を元手にパタム島(インドネシア領。シンガポールからフェリーで1時間余り)に小規模住宅を購入し、賃貸収入をえる者もいる。シンガポールという異郷での暮らしは、たんなる労働と現金収入を得ることをだけを目的とするのではなく、彼女らの帰国後の生き方、考え方を変える機会をも提供しているのである²⁸⁾。

ところでシンガポールの高齢者とインドネシア人家事労働者とはどのようなコミュニケーションをとるのだろうか。香港で働く予定の家事労働者の場合には、訓練所で広東語の学習が義務づけられており、少なくとも初歩的な広東語を身につけてから香港に向かう。実際、香港で4、5年も働いているベテランの中には広東語を流暢に話

す者が多い。一方、シンガポールへ向かう労働者に求められているのは、英語会話能力である。とはいうものの、いくら英語教育が普及しているシンガポールでも、高齢世代になると正式の英語教育を受けた者は稀であり、必ずしも十分な英語力を有するわけではない²⁹⁾。むしろ、片言ながらマレー語を解する者の方が多く、それがインドネシア人メイドとの主たるコミュニケーション手段になるという。ただし、言語の問題についてあるダイケアの運営者は、「介護を要する高齢者と家事労働者の間のコミュニケーションには、必ずしも高度な言語能力はもとめられない。というのは、高齢者とのやりとりは、多くの場合、食事、トイレ、入浴、寝起き動作、着替え、外出といった基本的なルーティンの繰り返しに伴うものであり、それ以上のものではないからだ」と語った。逆に言えば、その程度のコミュニケーションしか両者間には期待されていないのである。

つぎに、ある高齢者（華人女性、78歳）の話を紹介しよう。

「これまでに私は3人のメイドを雇っています。最初はフィリピン人でしたがホームシックでいつも泣いてばかりいるので、1週間で解雇しました。次もフィリピン人で同じく叱るとすぐに泣くので2週間で解雇しました。3人目のメイドは息子が探してきたのですが、現在まで雇用しているイスラーム教徒のインドネシア人です。すでに2回契約更新し、6年間働いています。そのインドネシア人メイド（ワティ＝仮称）は、19歳でシンガポールにやって来て、現在25歳になります。英語が少し話せますがコミュニケーションができるほどの語学力ではありません。メイドには、介護以外に料理の仕事もさせています。豚肉料理も作らせますが、本人は食べません。日曜日は休みにしています。メイドは私と同じ部屋で床にマットを敷いて寝ています。給与は当初は280シンガポール・ドルだったのですが、現在では350シンガポール・ドル（約28000円＝当時）支払っています。」

いかにも厳格そうに見えるこの老婦人はフィリピン人メイドにどのような叱り方をしたのだろうか。他方、このインドネシア人メイドは老婦人との相性がよくしかも忍耐強いのか、すでに6年間も働いているという事実は、一般に学歴も高くより有能とみなされているフィリピン人メイド像が必ずしも正鵠を得たものではないことを示している。言語的運用能力からみれば、老婦人とインドネシア人メイドとは十分なコミュニケーションはとれていないし、宗教上の理解についても不十分な点が認められるものの、感情的交流がそれを補う場合もあることをこの事例は示している。

4 家事労働者によるネットワーク作り

シンガポールでは、香港に見られるような家事労働者が中心となった公的な組合や協会組織は認められていない。しかし、インフォーマルなネットワークづくりの動きがある。その中心人物であるノラ（38歳、メダン出身）はつぎのように語る。

「2002年、5人の仲間が集まり、〈インド・ファミリー〉というグループを作りました。まもなく仲間が増えたので、あらためて45人が集まって〈インドネシア・ファミリー・ネットワーク〉を結成しました。仲間の出入りが多く、今（2009年8月時点＝筆者）では12人だけが活動をしています。活動のひとつは大使館で開催される技能講習の手伝い、もうひとつは、困っている仲間の相談役－電話によるヘルプライン－、それから地元の支援団体と協力し、家事労働者の地位向上のために活動することです。今一番力を入れているのは、〈家事労働者に休暇を〉のキャンペーンです。インドネシア大使館はインドネシア人会を組織するけれども家事労働者の権利の問題には関わろうとしません。」

ノラは北スマトラのメダン出身で商業高校に2年まで在籍した学歴をもつ。2009年8月に筆者が会ったときに「1999年にシンガポールに来て、すでに10年になる。長男は自動車工（17歳）、次男は15歳で高校生。次男が学校を終えたら故郷に戻るかもしれない」と語ったが、実際、2011年6月に帰国した。なお、インドネシア・ファミリー・ネットワークは、フェイス・ブックを開設しており、2012年1月現在、その会員数は1005人に達している。

5 家事労働者を支える諸団体

シンガポールにおける家事労働者は、入国管理の規定上たんなる非熟練労働者としての位置づけであり、彼女らには働くこと以外の政治的、経済的活動はいっさい認められていない。その点は、外国人労働者の労働組合の結社の自由を認めている香港とは大きな相違である。香港では、労働組合などの諸団体が政府との交渉力のある程度もち、問題を抱えた家事労働者へのカウンセリング活動もおこなっている。また、多くの家事労働者が休日をとる日曜日には、様々なコンテスト、演奏会、集会が開かれ、家事労働者に対するエンパワーメント活動も活発である。一方、シンガポールにおいてそうした役割を担っているのは、シンガポールにおけるNGOである。パピエ【Papier n.d.】は、シンガポールにおけるNGO諸団体を、1) 信仰、2) 訓練センター、3) シェルター、4) Advocacyに分けている。たとえば、「アン・ニサ」は2000年に始まるインドネシア人家事労働者を対象とする支援団体でアラブ・ストリートに近いスラン・モスクの婦人会が組織している。また、「マドンナ・スキル・センター」はスリランカ出身のカトリック教徒コミュニティにより運営されているが、他国出身者も受け入れて技術指導をおこなっている。一方、団体「短期滞在労働者も重要」(transient workers count too = TWC2)は、シンガポールのフェミニスト団体(AWARE)が母体になって2002年に設立され、女性労働者の教育、電話相談、権利擁護とくに休暇獲得の実現を政府に働きかけている。「ホーム」(HOME= Human Organization for Migration Economics)は2004年に設立され、男性用・女性用ふたつのシェルターを運営し、電話相談をおこなっている。また調理、介護、アロマセラピーなどの技術

講習を毎日曜日開催している。また 2006 年に設立された「ミгранト・ヴォイス」(Migrants Voces) は、移民労働者たちが芸術・美術に接することで日々のストレスを解放する機会を提供することを目的とし、移民労働者たちによるダンス・歌謡発表会、映画鑑賞会を主催している。

なお、最後にあげた 3 団体は、2009 年 5 月 27 日、定休要求を政府に訴えることにあたり共同で運動を進めることに合意するなど、NGO にも共同行動の動きがある。

VI 家事労働者をめぐる問題

現在のインドネシア人家事労働者を取り囲む問題を、インドネシアにおける問題、シンガポールにおける問題、雇用者との問題という三つの角度から見てみよう。

1 インドネシアにおける問題

(1) PJTKI との契約と立替金問題

インドネシア人家事労働者は、海外の雇用者を個人で探すことは制度上許されておらず、PJTKI を通じて探すことが法律上決められている。PJTKI は派遣国側の斡旋業者³⁰⁾と提携して、家事労働者の候補者に対して、諸費用(健康診断料、宿舍使用料、食費、教育・訓練費、渡航費、入国管理関係書類手続き手数料)などを立て替え、それを受け入れ国の業者が引き継ぎ、いったん派遣候補生が雇用者のもとで働き始めると、月割りで毎月の給与から立て替え分及び諸費用を差し引くことになっている。ある家事労働者によれば、当初の給与は 250 シンガポール・ドルであったが、毎月 200 ドルが天引きされ、これから生活諸経費を除くと手元には数ドルしか残らなかったという。このように天引きされる期間は、半年から 1 年に及ぶ。したがって、もしも途中解雇された場合には、PJTKI 及び斡旋業者への巨額な負債を背負うことになる。この PJTKI による立て替えの算定額がどれだけ正当なものかについては疑問視されており、インドネシア国内の NGO 団体からは疑問の声が上がっている³¹⁾。

なお、フィリピン人家事労働者の場合、フィリピン国内の斡旋業者を経ないまま、旅行者としてマレーシアに入国、続いてシンガポールに入国した後に、知人を通してシンガポール国内の斡旋業者と接触し、働き口を確保するケースがあるという。

(2) 「ターミナル・スリー」問題

ターミナル・スリーとは、インドネシアの玄関口スカルノ・ハッタ空港(ジャカルタ郊外)に設置されたインドネシア労働者(TKI)³²⁾専用のターミナルである。その後、移設とともに名称が変更され、「ターミナル・フォー」または「インドネシア労働者専用ターミナル」と呼ばれている。その設置目的は、海外から帰還する労働者たちの入国手続きの簡便化、迅速化であるとされている。しかし、現実はそので差別

的な扱いを受ける、不当な手数料を請求される、多額の現金を持参する里帰りの労働者がターミナル出口周辺で事件に巻き込まれやすいなどの問題点が指摘され、インドネシア国内の NGO 諸団体もその撤廃を政府に訴えている³³⁾。シンガポール NGO である TWC2 のアンケート調査によれば、回答者 96 人中、35 人がターミナル・スリーを使ったが、61 人は使用しなかったと答えている。61 人の中には、あえて他の空港（たとえばスラバヤの空港）を選んで入国したり、個人旅行者を装って帰国したと答えている。2010 年時点の報道では、「インドネシア労働者に専用ターミナルの使用を強制せずに選択制にする」、「近い将来、専用ターミナルは廃止する」と伝えられたが現在に至るまで存続している。

問題の背景にあるのは、実際は専用ターミナルの有無ではなく、女性労働者に対する差別、弱者に対する暴力の問題であることはいうまでもない。しかし、残念ながら政府がこうした問題についてなんらかの具体的な策を講ずるといふ報道はこれまでなされていない。

以上、PJTKI 制度、ターミナル・スリー問題を取り上げたが、インドネシア政府が海外派遣の労働者をつねにコントロール可能な存在にしようとしていることは、たとえば、TKI カードの創設問題からも見て取れる。また、さらに PJTKI の派遣は、相手国との交渉の取引材料しても用いられる。クウェート、サウジ・アラビア、マレーシアへの派遣をいったん停止しつつ受入国における法改正を迫っている。その一方で、労働・移住省長官は、「非熟練労働者の海外送り出し数を段階的に削減し、2017 年までにはなくし、それに代えて、熟練労働者の送り出しを強化する」という方針を述べている。この発言も、非熟練労働者の海外送り出しが政治的取引の材料になり得ることを意識したものであろう³⁴⁾。

2 シンガポールにおける問題

(1) 厳しい規制

シンガポールにおける法規制の厳しさは香港の状況と比べると容易にわかる。その中でもっとも大きな問題は公休（Day-off）の問題であり、外国人労働者を支援する NGO 諸団体がこぞって指摘する問題でもある。

その根本にあるのは、シンガポール政府が非熟練外国人労働者を雇用法の適用範囲外においている点である。その結果、最低賃金制度についても労働時間についても法的保護の範囲外に彼ら・彼女らを置くことになるのである。また、年次休暇、健康休暇も保証されていない。

公休日に関しては、シンガポールの職業紹介業者協会の提言もあり、シンガポールの人材省はようやく重い腰を上げ、2006 年 6 月より月に一度休日に休ませること、そうでない場合には 15～20S\$ を支給することを推奨するという法案を出すに至っているが、実際にそれが実行されるか否かは雇用者側にゆだねられたままである。

人権に関わるもう一つの問題は、半年ごとに課される健康診断において妊娠が発覚した場合、即刻国外に送還されるという規則、そして家事労働者のシンガポリアンとの結婚の禁止である。念のために言えば、これは偽装結婚を禁止しているのではなく、結婚そのものを禁止しているのである。世界人権宣言でも謳われている「婚姻する自由」の権利がシンガポールでは、入国管理規則によっていとも簡単に否定されているということは、シンガポールが、家事労働者を基本的人権を有すべき存在として認めていないことを意味する³⁵⁾。

(2) 最低賃金保証

シンガポールにおける家事労働者に対する月額給与は、香港、台湾と比べて極めて低く、それゆえ家事労働者市場においてシンガポールは遅れをとっているという指摘がある。その背景として指摘されるのは、家事労働者を雇う雇用者に課せられる雇用税の高さである。2008年時点では、雇用主が毎月200～295シンガポール・ドルを支払わなければならない、この金額は多くの場合、メイドが受け取る給料にほぼ相当する。雇用者側にしてみれば、家事労働者に関わる費用を軽減するには、家事労働者の賃金を低く抑えるしかない。一方、家事労働者にしてみれば、低賃金の上に当初の半年間以上の期間、業者立て替え分と手数料などが給与から天引きされるため、自分の取り分はいっそう少なくなる。それゆえに、働く場をシンガポールから給与がより高い香港や台湾へと移していく傾向がある。雇用者がメイドを雇うための費用は香港、台湾とさして変わらないにもかかわらず、メイドが受け取る額は香港、台湾で働く者の半額では、メイドはシンガポールではあまり働きたがらないことになる³⁶⁾。

実際、最近の報道では、インドネシア政府もシンガポール政府に家事労働者の送り出し数の削減を交渉のカードに、インドネシア人家事労働者への最低賃金を月額450シンガポール・ドルに引き上げるよう迫っているという³⁷⁾。最低賃金の保障は、雇用法の適用不適用というシンガポールの税制度に関わるだけではなく、家事労働者をめぐる国際市場における競争とも関わる問題なのである。

3 雇用者との問題——メイド・アビューズ

海外に向かう家事労働者の生活条件として共通するのは、雇用者宅への「住み込み」が義務づけられていることである。これはシンガポールも香港も同様である。住み込みは、家事労働者の寝食の場を保障するものの、他方では、彼女らがつねに雇用者宅という閉じられた私的空間で生活し、常に雇用者及びその家族の管理・監視下に置かれることを意味し、かつ、いったん彼女らが解雇された場合には、その日から彼女らは「ホームレス」になりうるということの意味する。こうした閉鎖性、監視状態、依存関係が、家事労働者と雇用者間との間に起こり得る問題の性格を規定するとともに、そうした問題そのものが表面化しないという構造を生み出している。

派遣される家事労働者は、PJTKIにおいて、そして受け入れ国の斡旋業者から、つぎの規則を必ず守るように言い渡されるといふ。「雇用者の変更を申し出てはならない」、「雇用者による叱責・懲戒を進んで受けなければならない」、「つねに謙虚でなければならない」、「もしも誤りを犯したら雇用者に謝らなければならない」、「雇用者に言い返してはならない」、「雇用者の前で陰気な顔をしてはならない」、「雇用者の家族問題に口を出してはならない」、「いつも学ぶ姿勢を心がけること」、「指示された仕事についてえり好みしてはならない」、「雇用者の指示につねに従うこと」、「雇用者宅のいかなる所有物も傷つけてはならない」、「雇用者の子どもを肉体的に虐待してはならない」、「例外的に遅い時間を除き、雇用者や他の家族員よりも前に寝てはいけない」、「どんな問題も雇用者もしくは斡旋業者と話し合うこと」、これらの規則を通して、家事労働者と雇用者との間に著しく非対称的な関係が存在することを見ることができらるだろう【Huang & Yeoh 2007:197】。

「メイド・アビューズ」(maids abuse)とは家事労働者に対する不当、理不尽な扱い・暴力全般を指す。インドネシアの新聞では、時折、家事労働者に対する言語を絶する、きわめて非人間的な暴行事件が伝えられる。事件が発生するのは、中東諸国やマレーシアが大半を占め、かたやシンガポールでは、メイド・アビューズ問題は報道などを通してはあまり顕在化してはいない。けれども、インドネシア大使館によれば、「毎月何十というメイド・アビューズの報告を受けており、現時点で40人のインドネシア人女子労働者が大使館のシェルターで生活している。」さらに、2011年2月11日付けのストレイト・タイムズ紙は、「インドネシア大使館によれば、昨年は2530人のメイドが雇用主の家から逃亡し、大使館に保護を求めてきた。一昨年の数は2030人だから、増加している。今年については、最初の5週間だけで230人が大使館にやってきた」³⁸⁾と伝えている。つまり大使館に庇護を求める家事労働者が1日平均5.6人(一昨年)～7人(昨年度)もいることになる。事件にまで発展しないまでも、メイド・アビューズは依然として継続的に存在しているのである。

ではメイド・アビューズとして具体的にどのような問題があるのだろうか。つぎにNGO団体TWC2の年次報告を参考に見ておこう。2008年1月～12月までに同団体のヘルプラインに訴えた女性労働者は総数266件であり、出身国別に見ると、フィリピン217件、インドネシア36件、ミャンマー6件、インド4件、中国1件、不明2件であった³⁹⁾。

つぎの数値はおもにフィリピン、インドネシア人女性労働者から相談の多い件名と一部その説明を多い順に挙げたものである。雇用者の変更(雇用者を変えたい場合の手続きについて)41件、給与問題35件、定休日24件、本国引き揚げ23件、過重労働21件、言葉による暴力20件、契約外労働13件、ホームシック・孤独13件、労働許可情報11件、斡旋業者に対する不満10件、TWC2団体についての質問10件、食事不足8件、書類等の保管をめぐる問題(斡旋業者や雇用者が労働者のパスポート、

預金通帳などを管理する場合がある) 7件、肉体的アビューズ(暴力行為のみならず、7件、性的アビューズ(性的行為のみならず性的な言動も含む) 7件、負債の返還(給与から業者が立替分等を天引きするため給与が残らない) 6件、逃亡6件、健康・医療問題6件、盗みの嫌疑3件、長期の休暇3件、その他いずれも3件未満(閉じ込め、ブラックリスト、安全でない環境、家族・親族とのコミュニケーション、不適切な就寝所)【TWC2 2009: 4】⁴⁰⁾。

これらの相談内容から容易にわかることは、家事労働者が直面する問題の中では、肉体的虐待よりも、むしろ精神的、心理的な虐待の占める割合が高いことである。実際、そのような指摘はNGO団体HOMEによっても「肉体的暴力は近年減少しているが、心理的暴力は非常に一般的である」と指摘されている⁴¹⁾。雇用者への従順さをつねに強要される彼女らが雇用者との交渉力をもちえるはずもなく、とりわけ経験の少ない新参の家事労働者にとっては、いつ解雇されるかという不安もある。近年、経験のある家事労働者は香港、台湾に流れるにつれ、シンガポールには経験の少ない家事労働者が増加しつつあるという指摘もあり、それが心理的な虐待を訴える件数の増加につながっていると推測しうる。なお、最後に付け加えれば、シンガポールではしばしば、高層アパートからのメイド転落事故死が起きている。インドネシア大使館によれば、1994年～2005年には124人のメイドが、2006年～2010年には27人が転落死(自殺者も含まれる)しているという。そうした転落事故の中には、不慣れなメイドに対して雇用者が窓ふきを命じた結果起きたケースも含まれるだろう。危険な作業をメイドに強要したという意味においてそれもメイド・アビューズであり、雇用者の責任が問われるべき問題であるだろう⁴²⁾。

メイドと雇用者及びその家族とは、非対称的な力関係の中に置かれている。そして、そこで結ばれる労働契約とは、決して自由な契約関係ではなく、雇用者側の意思に委ねられたパーソナルな関係に近い。メイド・アビューズとは、そうしたいびつな関係性の中でつねに生じる可能性をもっている。

Ⅶ まとめ——CPF制度、家族、未熟練外国人労働者

シンガポールの高齢者政策を支えているのは、日本の賦課方式の年金制度に対して、積立式の貯蓄制度である。賦課方式の場合、世代間の受け渡しといわれるようにその再分配方式に特徴があるのに対して、シンガポールに見られる積立式貯蓄制度は、個人所得に基づく貯蓄がそのまま退職後の資金に結びつく点に特徴がある。CPFという強制的な個人口座の積立預金があるまま自分のものになりうること、政府のウェブサイトで自分の口座残高を随時確認できること、年2.5%を下回らない率で利子がつくこと、積立金・利子収入ともに非課税であること等の点が、日本の年金制度と比べてきわめて対照的な特徴だろう。日本の年金制度の生み出す世代間不平等という問題

は、少子高齢化という抗しがたい社会現象と直結しているために、問題解決には年金制度そのものの抜本的改革が必要になる。一方、シンガポールの直面する問題とは、CPF 貯蓄だけでは長期化する退職後の生活を確保するのに不十分であるという点であるが、それはもっぱら貯蓄額の不足に関わるものである。その問題解決には、CPF 貯蓄への拠出率の変更や退職年齢の引き上げるにより CPF 貯蓄の解約年齢をも引き上げる、といった対応措置をとり得るという点で、日本が直面する問題ほど深刻ではない。シンガポールにおいても少子高齢化問題の進行は不可避的ではあるが、それが退職後の経済的保全という問題には必ずしも直結しないという点において、シンガポールの CPF 制度はすぐれていると言えるだろう。

一方、CPF の基礎となる家族についていえば、そこにいびつなるものを認めざるをえない。政府は、「家族主義」を強調するものの、老親や乳幼児のケアを外国人家事労働者に任せよなどということはどこにも述べていない。しかし、6 世帯につき 1 世帯が家事労働者を雇用すると言う数値は、富裕層に限らず、共稼ぎ夫婦が乳幼児や親のケアを外国人に任せることに慣れつつあるシンガポールの現実を示す。それは時にメイドへの過剰依存をもたらしている。しかし、(シンガポールの人々による) 外国人労働者への過度の依存は、家事労働者市場が縮小し始めたとき、どのような代替手段を見出すのだろうか。実際、現在、フィリピンと並んでシンガポールへの最大の送り出し国であるインドネシアは、2017 年を目標に非熟練労働者の派遣を中止しようと動き始めており、それはもはや仮定だけの問題ではなくなりつつある。

さらに、生活に関わるより重要な問題として、「メイド・アビューズ」の問題がある。すべての雇用主世帯で「メイド・アビューズ」が起きているわけではないが、どの雇用主世帯も「メイド・アビューズ」が起ころうような構造の中に置かれている。「人身売買」と非難されるような一部の PJTKI や斡旋業者の存在、非熟練外国人労働者を雇用法の埒外に置き、労働者としての基本的権利を与えようとしない法制度、そうした諸制度の総体が雇用主世帯における家事労働者の位置を規定し、「メイド・アビューズ」を生み出す土壌となっている。こうした構造的な問題の改善、解消は、一国の制度的問題にとどまらずきわめて困難だが、そのためには、おそらく二つの方向からの運動を進めていく必要があるだろう。

ひとつは、家事労働者を決して孤立させず、さまざまな支援団体、NGO など国際的な非政府組織を通じて、国際世論からの働きかけることである。先述したように、メイド・アビューズに典型的に現れるメイド差別の問題は、交渉権を剥奪されている家事労働者だけの力では決して克服し得ない構造をもっている。それゆえに、働きかける対象を家事労働者の関わる当時国から、世界へと拡大する必要がある。もうひとつは、家事労働者についての一般的な考え方を刷新することである。現在、世界各地で働く若い世代の家事労働者は変わりつつある。数年前、南スラウェシのランテバオの町で「神学校に入るための学資を得るために香港で 4 年間働きました」という元

家事労働者に出会ったことがある。「たんに故郷に送金して家を新築するよりも、いつかビジネスを始めたい」とは、香港で働くインドネシア人家事労働者からよくきく言葉である。彼女らが休日を、故国では得られなかった高等教育（通信高校・大学が開校されている）、技能習得に生かそうとするのはそのためである。現代世界に生きる家事労働者の多くは、たんに貧困ゆえに海外に出稼ぎに行くというよりも、自分の将来を切り開くヴィジョンを抱きつつある。彼女らは決して「奴隷」でも「商品」でもなく、明確な意思と能力そして可能性をもった存在なのだという認識を、あらゆるメディアを通じて広く浸透させていく必要がある。そうすることが、私たち自身をして私たちが抱く先入観から解放させるとともに、彼女らの労働者としての地位の向上につながるための小さな一歩になるだろう。



写真1 あるデイケア施設における家事労働者（左端）



写真2 2009年5月27日 地元NGO集会に参加したフィリピンの家事労働者「家事労働は仕事であって奴隷制ではない」のほか「時間制でサラリーを支給せよ」「私たちに休日を」といったプラカードが見られた

注

- 1) 本報告は、伊藤真 2011「シンガポールにおける高齢者と外国人家事労働者」をもとに、その後に発表された統計資料など、あらたに追加修正を加えたものである。なお、シンガポールにおけるインドネシア人家事労働者と比較するため随時香港の場合と比較した。香港におけるインドネシア人家事労働者については現在調査進行中であり、その調査の詳細は別稿を予定している。
- 2) ここでいう「家族主義」を、家族による費用負担という経済的な問題として理解するならば、それは矛盾しないことになる。
- 3) 政府が最初に高齢者対策に乗り出したのは、1983年「高齢者問題閣僚委員会」の設置に始まると言われる。同委員会は、その年に、包括的な高齢者の全国調査を実施した。
- 4) 政策をスマートに実施することが、国民の与党支持の最大の理由といわれる。筆者の経験で言えば、チャンギ空港から乗ったタクシーの運転手らが「私たちの政府はクレバーだ」と述べたことが一度ならずあり、強い印象をもったことがある。
- 5) シンガポール政府は「共有の価値観」に関する白書において、5つの価値観を策定した。その内容は、(1)個人より社会を、共同体より国家を重視すること、(2)社会の基本単位として家族を重視すること、(3)共同体が個人を尊重し支援すること、(4)争いでなく合意を重んじること、(5)人種・宗教間の調和を保つこと、である(The Straits Times, 16 January 1991)。しかし、田中によれば、その後、一部の文言が修正された。
- 6) 家族法(老親扶養法 1995年11月施行)は、親孝行を合法化し、子どものいる高齢者が子どもからの財政的支援を受けられるようにするものである。親孝行の義務違反の子どもは親から訴えられ裁判になった事例もある。
- 7) 同制度は、イギリス植民地時代の1953年に制定された「中央積立基金条例」(Central Provident Fund Ordinance)に基づき、1955年に設立された。
- 8) 1990年代には自営業者にも適用されるようになった。但し、現在、70歳以上の移民世代の一部には、CPF制度の対象にならない貧困層が存在する。そうした貧困層には、生活保護的な観点からの社会的援助が行われており、まったく福祉国家的な政策が排除されるわけではない。
- 9) 現在では、インターネットでCPF局にアクセスし、パスワードを入力すればネット上で確認できる
- 10) ついでに付け加えれば、シンガポールから遅れること40年、1991年から高齢者積立基金制度(EPF)を始めたマレーシアでは、「EPFを55歳で引き出した者の72%が、3年以内ですべてつかい切っている」との報道がある。
- 11) 中田(2009)によれば、「2007年現在、国民及び永住権保持者の45%がMedisave口座を開設している」【中田:44】。
- 12) 部屋数は、寝室数を示す。
- 13) この優遇措置は“Joint Selection Scheme”と呼ばれる。
- 14) 高齢者に関わるものとして付け加えるならば、定年法の存在がある。シンガポールでは1993年の定年法施行により従来の55歳が60歳に、1999年には62歳に引き揚げられた。さらに2012年までには、退職後も65歳(最長67歳)まで再雇用の機会を雇用者は与えなければならないとする、再雇用に関する法律が2012年1月1日までに制定される予定である。なお、一見スムーズに運営されているCPF制度であるが、リーマンショック以降、シンガポール経済の停滞に伴い、CPF預金だけでは、退職後の生活を維持するのに十分ではないという声も現れている。
- 15) 「マレー・ビレッジ」、「リトル・インドア」のように、一定のエスニック・ブルーブが集まっている地域はある。しかしこれらはむしろ観光政策のもとで再構成された「民族村」である。
- 16) シンガポールでは、民族を指すのに意識的に「人種」(race)なる語を用いている。そこでいわれる人種とは、CMIO(中国系、マレー系、インド系、その他)という統計的に再構成された人種であり、それ以外の民族は含まれない。
- 17) こうした事態を、鍋倉は「総団地化」社会と呼んでいる【鍋倉2011】。
- 18) 筆者が接触をもったある男性は、当初はあまり関心がなかったが、妻に先立たれてからボランティア活

動に参加するようになったと語った。また元電気技師の別の男性は、電気器具などの故障をチェックしたことがきっかけでボランティア活動に参加するようになったという。

- 19) 「移住開拓」政策と訳される。ジャワ・バリを中心とする人口過密な地域から人口過少地域へ労働力（とくに農業部門）を送り出すことで、人口過密から生ずる諸問題と未開拓地域の開発を目指す政策。オランダ植民政策に端を発するが、とりわけスハルト期の開発政策のもとで推進された。移住の単位は単身者ではなく、家族であった。
- 20) こうした政策は、「主婦」を意味するインドネシア語を用いて「イブ・イズム」と呼ばれる。
- 21) マレーシア・サバ州におけるインドネシアからの労働移民については、伊藤 2003、2009を参照。
- 22) シンガポールのNGO、TWC2の調査によれば、100人中91人がPJTKIを通じて現在の仕事を獲得している。PJTKIを知ったのは友人を通してが半数、親族を通じてが1/3の割合である。
- 23) この情報は、筆者が香港で出会った東ジャワ出身の家事労働者からの聞き取りにもとづく。
- 24) インドネシア出身の家事労働者の学歴が中卒～高卒であるのに対して、フィリピン出身の家事労働者では、カレッジ修了者も珍しくない。フィリピン出身の家事労働者はインドネシア出身者よりも比較的年齢が高く、英語運用能力があり、交渉力にも長けているといわれる。これに対して、インドネシア出身の家事労働者に対しては、学歴が低く、従順というステレオタイプがある。
- 25) たとえば、中部ジャワのジョグジャカルタ出身のAさんは、14年間シンガポールに滞在している。その内12年間はドイツ人の家庭で毎月450シンガポール・ドルの給与で働き、その間シャワー付の個室を与えられたという。欧米人の多くが居住するコンドミニウムにはメイド用の部屋が当初から付属しているが、一般のシンガポリアンが居住する公設の住宅には、そうしたスペースは設けられていない。
- 26) ただし、雇用者によっては、携帯電話をもつと悪い事を覚えるからと言って、携帯電話をもつことを禁止する場合もある。
- 27) ただし、マルチ商法（ネズミ講のように会員を拡大するやり方で、健康食品・薬品の販売セールスをおこなう）については、労働許可以外の活動に当たるとしてシンガポール政府は禁止している。
- 28) 香港在住のインドネシア人女子労働者の間では、詩作や短編小説・エッセイなどの文学活動が活発であり、彼女らの手になるすでに50冊近い出版物がある【Bayu & Ida: viii】。シンガポールでも、最近、女子労働者による短編集が出版されている。こうした動きは、海外での労働経験が同時に彼女らに内省の機会を与え、新しい世界への道を開く機会を作り出していることを示すものだろう。
- 29) 高齢者を対象とするボランティア活動としてしばしば「初級英会話コース」が開講されるのはそのためである。
- 30) PJTKIも斡旋業者のひとつであるが、インドネシア側の斡旋業者についてはPJTKIと表記し、受け入れ国の「エージェント」については斡旋業者として区別した。
- 31) シンガポールの場合、シンガポール側の斡旋業者が、インドネシア側PJTKIに対して家事労働者の渡航費用などの立替え分をまず支払い、その上で支払い額に月額給与の2ヶ月分を上乗せして、家事労働者の雇用者から支払わせる。雇用者が途中で変わると、さらに2ヶ月分が追加される。
- 32) TKIとはtenaga kerja Indonesiaの略語であり、海外に出稼ぎに行くインドネシア人労働者一般を指す。これに対して、TKW (tenaga kerja wanita) はインドネシア人女性労働者を指す。ターミナル問題で差別や暴力の主な標的になっているのは言うまでもなく、女性労働者である。
- 33) “LSM desak Penutupan Terminal Khusus TKI di Bandara(「NGOが空港のインドネシア人労働者専用ターミナルの閉鎖を要求」)”, VOAnewscom. 2012年1月20日付け。
<http://www.voanews.com/indonesian/news/LSM-Desak-Penutupan-Terminal-Khusus-TKI-di-Bandara-137750883.html>
 NGO団体Migrant Careの訴えに対して、労働大臣は「空港全体がまだ十分整備されていないのでインドネシア労働者専用ターミナルは当分は必要だ」と語ったと報道されている。
- 34) このインドネシア政府高官の発言は、現在の国際労働市場の状況を見れば、あまり現実的ではない。インドネシアからの熟練労働者の受け入れは、日本における介護看護士の受け入れ体制の立ち後れに見られるように、国際的に必ずしも整っていないからである。

- 35) 家事労働者を含む未熟練外国人労働者には、労働者の最低賃金、労働時間、定休日などについての権利を保障する「雇用法」(Employment Act)は適用されない。
- 36) 筆者が香港で出会った家事労働者には、かつてシンガポールで働いた経験を持つ者が少なからずいた。逆に、シンガポールでは、かつて香港で働いた経験をもつ者に出会ったことがない。家事労働者としてのキャリアを積んだ者ほど次なる働き場として香港や台湾を望む傾向がある。
- 37) “Foreign maids snubbing Singapore”. *The Star*, Oct 8, 2011.
- 38) *Straits Times Indonesia*, February 11, 2011
- 39) ちなみに男性労働者からの相談数は計118件であり、中国54件、インド27件、バングラデッシュ23件、タイ3件、マレーシア2件、スリランカ2件、パキスタン2件、フィリピン1件である。男性労働者と女性労働者との出身国の違いは、国際労働市場のジェンダー化を明瞭に示している。
- 40) なお、ある者が複数の問題について相談してくる場合もあるため、相談の総件数と相談内容の総件数とは合致しない。
- 41) “Singapore government urged to give maids the day off”, *Gardian* 紙インターネット版 2011年7月8日付け) <http://www.gardian.co.uk/world/2011/jul8/singapore-domestic>
- 42) シンガポール政府は、メイドを雇用する者に対して、事前講習を義務づけており、そこでは高層階における窓ふきや物干し作業に伴う危険性が教示されているという。

参考文献

安里和晃

- 2006 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」『異文化コミュニケーション研究』18:1-34。

伊藤 眞

- 2003 「サバのプギス移民」『人文学報』338:59-85。
2009 「ボーダー・エコノミー——サバにおけるプギス移民の生活戦略」『人文学報』408:31-47。

岩崎育夫

- 1996 『リー・クアンユー』岩波書店。

上野加代子

- 2011 『国境を越えるアジアの家事労働者——女性たちの生活戦略』世界思想社。

田中喜紀

- 2001 「開発体制における社会的結束の維持——シンガポールにおける体制変容の研究」『政策科学』8-2:65-76。

中田健夫

- 2009 「シンガポール——国家戦略の一環としての医療」『アジアの医療保険制度』井伊雅子(編)、pp.35-65、東京大学出版会。

鍋倉 聡

2011 『シンガポール「多入種主義」の社会学——団地社会のエスニシティ——』、世界思想社。

リー・クアンユー

- 2000 『リー・クアンユー回顧録(下)』日本経済新聞社。

労働政策研究国際研究部(編)

- 2007 『アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態』『労働政策研究報告書』81:??-??。

Bayu Insani & Ida Raihan

- 2010 TKW Menulis. Leutika.

Nicola Piper

n.d. “Migrant Labor in Southeast Asia: Country Study: Singapore.” Asia Research Institute National University of Singapore

Huang, Shirlena & Yeoh, Brenda

- 2007 “Emotional Labour and Transnational Domestic Work: The Moving Geographies of ‘Maid

Abuse' in Singapore", *Mobilities* Vol. 2, No. 2: 195-217.

Singapore Department of Statistics

2009 *Population Trends 2009*.

2011 *Population in Brief 2010*.

Straits Times Indonesia

"Number of Runaway Maids in Singapore Rises to 4,000", February 11, 2011

Sukamdi

2008 "Indonesia", *Asia & Pacific Migration Journal* vol.17, No.3-4: 325-333.

Thang, Leng Leng

2003 「シンガポールにおける医療保健制度」、『東アジア地域／高齢社会対策とライフサイクル研究報告書 東アジア地域の人口高齢化と社会変化』、社団法人エイジング総合研究センター。

Transient Workers Count Too (TWC2)

2008

2009 *Annual Report JANUARY 2008 - DECEMBER 2008*, Transient Workers Count Too

2009 *Indonesian Domestic Workers in Singapore: Experiences of Recruitment, Training and Return*.
TWC2: Singapore.